海外留学実施の判断基準　チェックリスト(2022.4.1版)

（確認者： ）

|  |
| --- |
| 留学プログラム名（個人渡航の場合には渡航目的）： チアリーディングの大会出場  プログラム担当教職員名（個人渡航の場合は学生証番号・氏名）： ２２E３２０１A・持田朱璃  渡航先国・地域／都市名： オーストラリア・アデレード  渡航先大学・機関名：  渡航期間： 令和4年１０月１９日～令和４年１０月２４日  渡航人数：２５人 |

|  |
| --- |
| 確認が必要な項目  ✅ 日付 |
| １．渡航先の国・地域等に対して発出されている外務省の海外安全情報  （１）危険情報が「なし」若しくは「レベル１」である。  （２）新型コロナウイルス感染症に関する感染症危険情報が「レベル３」以下である。  （３）新型コロナウイルス感染症以外に関する感染症危険情報レベルが「なし」若しくは「レベル １」である。 |
| ２．渡航先国の政府等による入国時の規制等  ・個別渡航の場合以外：入国後の隔離措置がない。  ・個別渡航の場合：入国後の隔離措置がある場合，求められている隔離を指定された期間，  （１）  渡航者自身の費用負担により実施できる（隔離施設・交通手段等の確保，検温等の健康管  理，食事の調達等を含む）。また隔離することが留学計画に支障を及ぼさないこと。  入国に必要な手続・書類等について理解している。また，入国時に，新型コロナウイルスの陰 （２）  性証明等の提出を求められている場合には，検査の受検と証明書の入手を，渡航者自身の費用 負担によりできる。  （３）入国時及び受入れ大学等により求められているワクチン接種歴がある。また，渡航者自身が， それを求められる方法により証明できる。  （４）その他，入国時に求められる措置がある場合，確実に順守・履行するとともに，その際に生じ る費用は渡航者自身が負担できる。 |
| ３．受入れ大学等による許可  （１）受入れ大学等が，留学実施期間について，渡航者の受入れを許可している。 |
| ４．ビザの取得  ・渡航先の国・地域等への入国および滞在にあたりビザ（査証）は不要である。  （１）  ・渡航先の国・地域等への入国および滞在にあたりビザ（査証）が必要であるが，日本国内  で取得可能な場合には日本出国までに，渡航者自身の費用負担により取得できる。 |
| ５．フライト  （１）日本と渡航先国・地域等を結ぶフライトについて，事態が変化した場合を含めて帰国便が確保 できる見込みがある。  （２）可能な限り，直行便または必要最少回数の乗継ぎ便が手配できる。 |
| ６．日本政府による帰国（入国）時の規制等  日本帰国（入国）後の隔離措置が設けられていない。（やむを得ず，隔離措置がある中での渡 （１）  航となる場合には，必要な期間の隔離を実施することが，本学の授業出席に支障を及ぼさない ことが確認できている。）  （２）日本帰国（入国）に必要な手続・書類等について理解している。また，その準備を行うことが できる。  （３）日本帰国（入国）後に求められる感染症拡大防止に係る対策（到着時のPCR検査等の受検，隔離 措置，公共交通機関の利用自粛等）について理解している。また，それらを順守できる。  （４）本学総合安全衛生管理機構の指示がある場合は，帰国後の対応について理解している。また， それに従うことができる。 |
| ７．渡航先での安全安心環境の確保  （１）宿泊先が，滞在する国・地域による感染症拡大防止策に沿った対策を講じている施設等であ る。  （２）事前に可能な限り現地の情報を収集し，犯罪や差別的行為等が散見される場合は，それらに遭 遇する可能性が低くなるよう対応できる。  新型コロナウイルスに感染した場合の対応方法（報告場所・方法，受診可能な医療機関  （３）  （キャッシュレス受診可能な病院が望ましい）等）を渡航前に確認できる。また，緊急の場  合，危機管理サービス等を介す等により，本学に24時間体制で連絡できる。  （４）感染や濃厚接触者となったことにより隔離が必要な場合，その対応ができる。また，治療や検 査，隔離，帰国日の変更等に伴い生じる費用を，渡航者自身が負担できる。 |